

平成 22 年度研究助成募集要項

公募期間 平成 22 年 2 月 1 日（月）～平成 22 年 4 月 30 日（金）
助成期間 決定の翌日～平成 23 年 3 月 31 日（木）

平成 22 年 1 月
財団法人 漁港漁場漁村技術研究所

研究助成申請書の提出・お問い合わせ先

〒100-0047 東京都千代田区内神田 1-14-10 内神田ビル

(財)漁港漁場漁村技術研究所内 研究助成事業事務局

TEL 03-5259-1031

FAX 03-5259-0551

目 次

1 研究助成事業について

- (1) 趣旨
- (2) 助成の対象
- (3) 応募資格
- (4) 審査手続き
- (5) 助成額
- (6) 助成研究者の義務
- (7) 権利等の帰属
- (8) 助成金の使途及び管理
- (9) 決定の取り消し
- (10) 事故等の届出

2 平成 22 年度研究助成事業の募集について

- (1) 実施スケジュール
- (2) 平成 22 年度の優先課題
- (3) 申請手続き
- (4) 助成決定の通知と助成金の交付
- (5) 研究完了報告について
- (6) 中間報告について
- (7) 研究計画の変更について

1 研究助成事業について

(1) 趣旨

近年の社会情勢や水産業をめぐる情勢の変化等に伴い、漁港漁村は漁業の生産基盤、地域住民の生活基盤としての役割に加えて、周辺水域、沿岸域の高度で効率的な活用や、海洋性レクリエーションの場等多様な役割を持つ拠点として期待されていますが、その一方で公共用水域の汚染、漁村の生活環境の悪化等が問題となっております。

財団法人漁港漁場漁村技術研究所は、こうした新しい時代における多様な要請に対応した漁港漁場漁村の整備等に関する調査研究及び成果の普及等の活動を行っている法人であり、その研究活動の一環として、漁港漁村地域の振興、生活環境改善、漁場の整備等に係る創造的な調査研究に対して助成を行っております。

今年度から、一般の研究助成に加えて、若手研究者の育成を目的として若手研究者育成助成を行うこととしました。

(2) 助成の対象

漁港漁村地域の振興、生活環境改善、漁場の整備等に係わる先進的な技術の調査研究や先進的な政策の調査研究であり、かつ、以下の2つの要件を満たすものを対象とします。

[要件1]

研究開発の内容が、我が国の漁港、漁場、漁村の整備、保全、利活用を通じた水産業・漁村地域の振興を図っていく上で今後必要になるとと思われる新たな視点を提供する創造的なものであること。

[要件2]

研究開発の成果が、次のいずれかに該当するもの。

漁港漁場整備事業の計画立案、評価、設計、施工、管理運営に関する技術の向上に寄与するもの。

防災、景観形成、環境整備など漁村における生活の快適、安全の向上に寄与するもの。

沿岸漁業・漁村地域の構造分析や漁村地域の活性化手法の開発に寄与するもの

効率的効果的な水産基盤整備や漁村地域の振興を推進するための幅広い政策提言に寄与するもの。

(3) 応募資格

助成対象とする研究者（共同研究の場合は「研究代表者」以下同じ）は、以下の2種類の研究者とします。

一般研究助成対象者

大学、専門学校、高校、独立行政法人、地方公共団体、民間企業及びこれらに付属する研究機関等に所属する研究者とします。

若手研究者助成対象者

大学、専門学校、高校、独立行政法人、地方公共団体、民間企業及びこれらに付属する研究機関等に所属する研究者のうち、30歳未満の研究者とします。

ただし、研究内容・スケジュール・経理処理等を管理する能力を有する研究者が共同研究者として入ることを条件とします。

(4) 審査手続き

JIFICは助成の申請を当財団のホームページ(<http://www.jific.or.jp>)を通じて公募します。

JIFICは受理した申請書をJIFIC理事長の委嘱により構成された研究助成審査委員会に諮り審査します。なお必要に応じて調査（ヒアリング等）を実施します。

継続（2年目）の事業内容についても、新規助成申請と同様に必要に応じて中間報告書の内容審査（ヒアリング等）を実施します。

研究助成の採否ならびに助成額は研究助成審査委員会の報告に基づきJIFIC理事長が決定します。なお、JIFICは助成の決定にあたり必要な条件を付すことができるものとします。

採否並びに助成額および必要な条件については、JIFIC理事長が決定後、申請した研究者に直接通知します。

(5) 助成額

一般研究助成

- ・ 助成額は1件（1ヶ年）につき原則として150万円以内とします。
- ・ 同一の研究テーマに対する研究助成は2ヶ年（総額300万円程度）を限度とします。

なお、その場合でも毎年度諸手続を行い当該年度における審査を受けるものとします。

若手研究者助成対象者

- ・ 助成額は1件（1ヵ年）原則として50万円以内とします。

（6）助成研究者の義務

研究に対して助成を受ける場合には、当研究所と研究者で覚書を締結し、これに基づいて研究を実施していただきます。

助成を受ける研究者（「助成研究者」という以下同じ）は、研究終了後2ヶ月以内（2ヶ年にわたる研究で1年目に作成する中間報告書は1ヶ月以内）に研究完了報告書（研究成果報告書、会計報告書を含む）をJIFICに提出していただきます。また、研究成果については、JIFICが開催する調査研究成果発表会に出席のうえ報告していただきます。

助成研究者は、助成年度終了後3年以内に学会又は雑誌等に研究成果を発表していただきます。研究成果を学会、雑誌等に発表する場合は、JIFICの研究助成を受けた旨を明記してください。但し、学会、雑誌等に発表する経費については、助成期間内に発表する場合を除き、研究者の負担になりますのでご承知おきください。

記載例：「本研究は、（財）漁港漁場漁村技術研究所の平成 年度研究助成を受けて実施したものです。」

研究成果を発表された場合には、その写しを添えて、速やかに研究成果発表届をJIFICに提出して下さい。

JIFICは助成期間中においても、必要により報告（支出報告も含む。）を求めることがあります。

助成研究者は、助成終了後JIFICより成果のフォローアップ調査を依頼する際にはご協力をお願いします。

（7）権利等の帰属

成果は特に定めない限り助成研究者に帰属します。ただし、JIFICは当研究所の事業報告書、ホームページ等に当該研究成果を助成研究者の氏名、所属とともに掲載公表できるものとします。

研究助成の成果により生じる特許権等にかかる第三者に対する責任は助成研究者に帰属するものとします。

研究助成の成果に関して特許権等の出願に関して JIFIC は一切関与しません。

研究助成の成果により生じた事故等に関する責任を JIFIC は一切負いません。

(8) 助成金の使途及び管理

助成金の使途は当該研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要な経費に限ります。その内訳は、旅費（成果発表のための旅費は除く。） 設備備品費、消耗品費、借料・損料、資料費、謝礼金、会議費、論文投稿料等とします。

- ・ 報告書の印刷は、当研究所で行い、各研究者に送付いたしますので、報告書の印刷費は助成の対象外とします。
- ・ 研究に必要な設備・機械・器具・備品について借用可能なものは、できるだけ借用することとして下さい。

なお、判断のつかないものに関しては事前に JIFIC に問い合わせてください。

助成金に関する会計報告書については、JIFIC における審査の結果不適合と判断された経費については、JIFIC の請求により指定した期限内にその額を返却していただきます。

助成金の受入及び支出の管理は、原則として助成金専用の開設口座で行っていただきます。これにより難しい場合は、JIFIC にご相談下さい。

支出管理のため帳簿の作成をお願いします。帳簿には、支出の相手方の氏名又は名称、支出の年月日、支出の内容、支出金額がわかるようにして下さい。この帳簿は、領収書、銀行振込書及び納品書等他の支出証拠書類とともに、研究完了年度終了後 3 年間保存をして下さい。後日、JIFIC が調査をすることがあります。

会計報告書において、支出予定額と決算で、費目が代わったり、金額が大きく変わった場合は、備考欄にその理由を記載して下さい。

交付された助成金について残額を生じた時は、JIFIC の請求により指定した期限内にその額を返還していただきます。

(9) 決定の取り消し

助成対象の研究開発について、下記の事項が発生したときは、助成の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定内容もしくはこれに付した条件を変更します。

- ・ 助成金の他用途への使用
- ・ 助成の決定の内容又はこれに付した条件違反

- ・ 決定後の事情の変更により、助成研究者が研究を行うことが困難となったとき
継続（2カ年）事業で初年度の研究成果（中間報告書）の内容審査を行い、事業成果が見込めないと判断された場合

助成の決定を取り消した場合には、研究の当該取り消しに係る部分に関し交付した助成金について、期限を定めてその全部または一部を返還していただきます。

(10) 事故等の届出

下記の各項目に該当する場合は、遅滞なく JIFIC に届け出てください。JIFIC で対応を検討し、その後の処置を助成研究者と協議します。

助成対象の研究開発が予定の期間内に完了しないことが明らかになったとき。

助成対象の研究開発の遂行に重大な支障を及ぼすと認められる事故が発生したとき。

所期の成果を収めることが困難になったとき。

参考資料

研究助成費目一覧表

費目	内容
旅費	研究のための出張旅費、宿泊費。但し、学会等への成果発表のための費用は含みません。
設備備品費	研究に必要な設備・機械・器具・備品を購入する経費（据付費を含む。）
消耗品費	研究に必要な試料・部品・文房具等の消耗品を購入する経費
借料・損料	研究に必要な設備・機械・器具・備品の借料及び損料並びに計算プログラムの借料
資料費	研究に必要な書籍・文献等の購入、複写、写真及びアンケート用紙印刷等に要する経費
謝礼金	研究に当たっての助言・協力や作業補助に対する謝礼金（品）。但し、給与・報酬・手当等の人件費は対象としません。
会議費	研究のための会議費
論文投稿料	学会への論文投稿費用
その他	通信運搬費、その他上記の費目に属さない研究のために必要な経費

2 平成22年度研究助成事業の募集について

(1) 実施スケジュール

公募期間は、平成22年2月1日(月)から4月30日(金)までとします。

助成の決定は、平成22年5月末頃の予定です。

助成期間は、決定の日から平成23年3月31日(木)までです。

(2) 平成22年度の優先課題

平成22年度の研究助成事業については、以下の課題に沿った研究を優先します。これ以外の分野の研究であっても助成の趣旨にあった内容のよいものについては、助成対象としますので、積極的にご応募下さい。

水産基盤整備事業の新たな評価手法の開発

物質循環を踏まえた水産基盤の環境機能を正しく評価するため、陸域から海域までの物質循環モデルを構築し、環境改善効果を生態系ピラミッドを踏まえた環境収容力の増加量として評価する手法など新たな手法開発に関する研究を募集します。

産地市場の高度衛生管理を進めるための技術開発

水産物の品質・確保や衛生管理の高度化を図るため、高度衛生管理型市場づくりが進められています。しかしながら、清浄海水の安定的な確保、維持管理費用の節減など解決すべき技術的課題も多々あります。

清浄海水確保のための海水井戸の整備技術の高度化、維持管理費用節減のための自然エネルギーの利用技術の開発等高度衛生管理型市場づくりを技術的側面から支援する研究を募集します。

漁村振興の進め方に関する研究

今後の漁村振興については、水産業ばかりではなく地域の総合的な視点から考えていくことが重要となっています。今後、地域政策として漁村振興を進めていく場合に必要不可欠なものと考えられる新たな視点を提供する研究を募集します。特に、以下のテーマに関心があります。

a 漁村の限界集落に関する研究

全国的に限界集落が問題とされ、漁村においても、過疎化・高齢化により、共同体の運営が困難となる限界集落が多くなっています。しかしながら、漁村の限界集落に関する研究は進んでいない状況にあります。将来的な漁村振興を考える上で重要なテーマと認識していますので、漁村の限界集落に関する研究を募集します。

b 漁業・漁村への自然エネルギーの利活用

地球温暖化防止に関する施策が重要となっています。太陽光発電、ヒートポンプ、雪氷エネルギー等漁村で利活用できるエネルギーは豊富であり、漁業のニーズとのマッチングがポイントとなります。将来的なエコ漁村づくりに向け、自然エネルギーの利活用に関する研究を募集します。

(3) 申請手続き

[提出いただく書類] 平成 22 年度研究開発助成申込書(様式 1)

助成を希望する研究者は、所定の申込書に必要事項を記入の上、書類一式を、JIFIC へ郵送により提出するものとします。公募期間中の消印有効です。

なお、メールによる申込書の受付は行っておりません。

申し込み件数は 1 人(共同研究の場合は 1 研究グループ)あたり 1 件とします。

申請書の提出先・問い合わせ先は以下の通りとします。

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-14-10 内神田ビル

(財)漁港漁場漁村技術研究所内 「研究助成事業事務局」

継続申請の場合の注意事項

平成 21 年度に採用された助成研究の継続で申請をする場合は、平成 21 年度の助成研究についての中間報告書を所定の様式により平成 22 年 3 月 31 日(水)までに郵送にて必ず提出して下さい。提出がない場合は、平成 22 年度の助成は行いません。

個人情報の利用目的について

申請書に記載された個人情報は、申請者への連絡、情報提供のために使用いたします。

ただし、取得した個人情報のうち、氏名、所属機関名及び役職名は、当事業の広報のために刊行物、報告書、ホームページ等で公表し、第三者に提供することがあります。

なお、助成対象とならなかった場合には申請書類は審査終了後に返却します。

(4) 助成決定の通知と助成金の交付

[提出いただく書類]

- ・ 研究助成覚書(様式2-1)
- ・ 銀行預金口座開設届出書(様式2-2)
- ・ 共同研究者届出書(様式2-3)
- ・ 連絡先届出書(様式2-4)

助成の可否は、5月末頃、事務局より申込者に対してご連絡いたします。

助成を受けることとなった方は、JIFICとの間で研究助成覚書(様式2-1参照)を締結していただきます。助成金は、助成研究者からJIFICへ研究助成覚書を提出していただいた時点で交付します。

助成研究者(共同研究の場合は研究代表者)には、原則として研究助成金を受け取るための専用口座を開設していただきます。助成決定通知後速やかに銀行預金口座開設届出書(様式2-2)をJIFICあて提出し、開設した助成金専用口座を届け出て下さい。また、共同研究者届出書(様式2-3)、連絡先届出書(様式2-4)も併せてご提出下さい。助成金は、銀行預金口座開設届書に記載された銀行口座に振り込みます。

(5) 研究完了報告について

[提出いただく書類]

- ・ 研究完了報告書(様式3-1)
- ・ 研究成果報告書(様式3-2、3-2a、3-2b、3-2c)及びその電子ファイル
- ・ 会計報告書(様式3-3)
- ・ 研究成果発表届(様式3-4)

単年度研究または2ヶ年度研究の最終年度の助成研究者は、平成22年5月末日までにJIFICあて研究完了報告書(研究成果報告書及び会計報告書を含む)を提出いただきます。

a) 研究成果報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・「様式3-2」

資料は、Microsoft Word 97(for Windows)以降 もしくは一太郎 ver. 8以降で作成して下さい。

また、同報告書の電子ファイルを記録したCD-Rを併せて提出して下さい。

表紙に、研究題目(和文及び英文)、研究者氏名、所属を記載して下さい。

- ・ 要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・「様式3 - 2 a」

A 4 版和文要旨 1 枚及び英文要旨 1 枚を作成してください。

- ・ 本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・「様式3 - 2 b」

枚数については特に標準を設けません。必要に応じて資料を添付してください。

- ・ 関連参考文献リスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・「様式3 - 2 c」

本研究の実施に当たって参考にした論文等（研究者又は共同研究者が発表したものを含みます。）のリストを添付して下さい。なお、この様式によることが困難なときは適宜作成して下さい。

- b) 会計報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・「様式3 - 3」

助成開始から研究完了までの助成金に係る収支内容を報告していただきます。

なお、帳簿・証明書類（領収書等）の保管（期間は研究完了年度後3年間です。）をお願いいたします。場合によっては、お見せいただくことがあります。

助成研究者は、研究成果を公表された場合には、その写しを添えて、速やかに研究成果発表届（様式3 - 4）をJIFICに提出して下さい。

（6）中間報告について

[提出いただく書類] 中間報告書（様式4）

2ヶ年度研究の初年度の助成研究者は、平成23年3月末日までにJIFICあて中間報告書（研究成果報告（中間）、平成23年度研究計画、平成23年度支出計画を含む。）を提出していただきます。中間報告段階では、電子ファイルの提出の必要はありません。

（7）研究計画の変更について

[提出いただく書類] 研究計画変更届け（様式5）

年度の途中で研究計画、助成金の支出計画、共同研究者、研究期間等を変更する必要が生じた場合は研究計画変更届けの提出をお願いします。